

令和 7 年 7 月 31 日基準掲載

- ・派遣労働者数 5 人(令和 7 年 7 月 31 日現在)
- ・派遣先数 4 社(令和 7 年 7 月 31 日現在)
- ・派遣料金の平均額 26,099 円 (令和 6 年 6 月～令和 7 年 5 月実績)
- ・派遣労働者の賃金の平均額 16,125 円 (令和 6 年 6 月～令和 7 年 5 月実績)
- ・マージン率 38,2% (令和 6 年 6 月～令和 7 年 5 月実績)
- ・キャリア形成支援制度に関する事項
 - ・国家資格キャリアコンサルタントによる
キャリアコンサルティングを希望者に実施
キャリアコンサルティング相談窓口
080-3133-3595(増田)
 - ・派遣労働者キャリア形成支援に対する考え方
派遣労働者ご本人の「キャリアオーナーシップ」に寄り添い支援。
(詳細は「派遣労働者のキャリア支援制度に関する事項」(PDF) ご参考)
- ・福利厚生等

＜有給休暇取得について＞

全派遣労働者に対し有給休暇の完全取得を目指し、計画的に前倒し取得を奨励。

実績：令和 6 年 7 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 有給休暇付与があった派遣労働者 | 4 名 (うち比例付与 3 名) |
| ② 上記①のうち完全取得者 | 3 名 (うち比例付与 3 名) |
| ③ 上記①にかかる有給休暇付与日数 | 27 日 |
| ④ 上記③のうち有給休暇取得数 | 21 日 |
| ⑤ 全体有給休暇取得率(④÷③) | 77.7% (100%見込※) |

※有給休暇残日数を持つ 1 名 (残 6 日) も 10 月迄に取得予定

(弊社の考え方)

有給休暇の翌年繰越しゼロを目標としています。

弊社方針として経営健全性の観点からも有給休暇債務は極力なくすよう派遣労働者の方及び派遣先企業様と調整し前倒し取得に努めています。

尚、有給未消化退職者は現在まではありません。

(派遣業実質開始：初の派遣 令和 6 年 7 月 1 日～)

以 上